

(別添5)

信用リスク（公的管理金融機関）

(別表)

	(現行)			(改訂案)		
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(1) 基本的な考え方	債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。 ただし、<u>国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権</u>については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。 なお、国際統一基準適用金融機関にあっては信用格付を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えないが、信用格付を導入することが望ましい。	債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的で債務者区分と整合的であるか（信用格付が行われている場合）、債務者区分が正確に行われているか、債権の資金使途等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。	(略)	債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。 ただし、<u>国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権</u>については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。 なお、国際統一基準適用金融機関にあっては信用格付を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えないが、信用格付を導入することが望ましい。	債権の分類方法の検証に当たっては、信用格付が合理的で債務者区分と整合的であるか（信用格付が行われている場合）、債務者区分が正確に行われているか、債権の資金使途等の内容を個別に検討しているか、担保や保証等の調整が正確に行われているかを検証し、自己査定基準に基づき分類が正確に行われているかを検証する。	(注)ここでも「<u>被管理金融機関</u>」とは、<u>預金保険法附則第16条第2項の認定が行われた金融機関をいう。</u>以下同じ。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(現行)			(改訂案)		
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
(11) 金融機能再生 緊急措置法にお ける債権区分と の関係 ① 正常債権	(略) 正常債権とは、「債務者の財政状態及び 経営成績に特に問題がないものとして、 要管理債権、危険債権、破産更生債権及 びこれらに準ずる債権以外のものに区分 される債権」であり、 <u>国及び地方公共団 体に対する債権、特別公的管理銀行及び 被管理金融機関に対する債権、正常先 に対する債権及び要注意先に対する債権の うち要管理債権に該当する債権以外の債 権である。</u>	(略) 左記に掲げる債権が正常債権とされているかを検証する。		(略) 正常債権とは、「債務者の財政状態及び 経営成績に特に問題がないものとして、 要管理債権、危険債権、破産更生債権及 びこれらに準ずる債権以外のものに区分 される債権」であり、 <u>国、地方公共団体 及び被管理金融機関に対する債権、正常 先に対する債権及び要注意先に対する債 権のうち要管理債権に該当する債権以外 の債権である。</u>	(略) 左記に掲げる債権が正常債権とされているかを検証する。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(別添５)

信用リスク（公的管理金融機関）

(別表)

	(現行)			(改訂案)		
項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当結果の適切性の検証	備 考
1. 貸倒引当金	貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。 ただし、<u>国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権</u>については、回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。 また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある。	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。 次に、被検査金融機関の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化が行われている場合には、貸倒引当金の総額が、信用リスクの計量化により導き出された予想貸倒損失額を上回った水準となっているかどうかを検証する。		貸倒引当金は、少なくとも債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。 ただし、<u>国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権</u>については、回収の危険性または価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。 また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある。	貸倒引当金の算定に関する検証に当たっては、原則として信用格付を踏まえ、自己査定と償却・引当が一貫性をもって連動し、かつ、償却・引当基準に則って行われているかどうかを検証する。 次に、被検査金融機関の信用リスクの程度に鑑み、貸倒引当金の総額が十分な水準となっているかを検証する。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化が行われている場合には、貸倒引当金の総額が、信用リスクの計量化により導き出された予想貸倒損失額を上回った水準となっているかどうかを検証する。	<u>(注)ここでの「被管理金融機関」とは、預金保険法附則第16条第2項の認定が行われた金融機関をいう。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(略)</u>